**保育中の安全管理マニュアル**

保育中の安全対策注意事項

〇生活

保育士は全体を見渡す。見渡せる場所に位置づく。

園児だけで遊ばせたり、園児だけで玄関のほうへ行かせたりしない。

戸や窓は手足を挟まないように丁寧に開閉する。

除去食をしている園児の給食は、食べさせる前に名前と内容を確認する。

〇室内

子どもの遊んでいる位置を確認する。

園児の手の届く高さに、落下した場合に危険を及ぼすものを置かない。

誤飲しない大きさの玩具を与える。

高さの認識できない園児が、滑り台等で遊ぶ場合、保育者はそばに寄り添う。

口に触れる可能性のある玩具は消毒する。

〇園庭

入出時には人数を確認する。

鉄柵の開閉は、保育士が行う。

見通しのきかない所には特に注意する。

〇散歩

散歩コースの危険個所（自動車や自転車の往来が激しい、死角がある等）を事前に確認する。

救急バッグを所持する。

出発時、帰園時、目的地出発時など必要に応じて、人数確認を行う。

門から出るときは、最初に保育士が出て、危険がないか確認してから、園児の移動を始める。

先頭と後方に保育士がついて園児を把握し、間隔があまり開かないようにする。

交差点の手前では必ず一旦停止する。信号が青に変わり、左右を確認した後に、横断を始める。

車の出入りに注意する。出入りのありそうな場合は、必ず一旦停止させる。

死角になる所では、全員が揃うのを確認する。

遊歩道で自転車が通るときは、脇によけて一旦停止させる。

手をつないでいる時は走らない。

ベビーカーからの乗降にはブレーキをかけ、落下にも気を付ける。

交通量の多い道路付近では、ベビーカーから降ろさない。

たばこ、空き缶、ゴミ、棒など落ちているものを拾わないように注意する。

〇プール

・使用の条件

外気温が２３度以上であること。

水温が２０度以上であること。

プール使用後は、流水で汚れを落として干す。

・健康状態

健康カードをその都度、提出する。

プールに入る前に、保育士が再度健康状態をチェックする。

・準備

トイレを済ませ、水着をつける。

温水を全身にかける。

・使用時の注意事項

子どもから目を離さない。

持ち場を離れる場合には、必ず他の保育者に声をかけてから離れる。

水を飲まない。

災害・事故などへの対応方法

〇地震発生時の対応

園内

主任もしくはリーダーは落下物から身を守るようにして、避難の誘導をする。

初動消火、情報伝達、施設の点検をし、園長に知らせる。

速やかに火の元を閉じ、揺れがおさまってから、ガスや配電盤を点検する。

倒れやすいもの等から園児を遠ざけ、机などの下に身を隠すか部屋の中央付近で

姿勢を低くして動かないように指示し、揺れがおさまるまで様子を見る。

戸やサッシなどを開けて、避難口を確保する。

介助を必要とする園児は、職員がおぶったり、抱いたりして、部屋の中央付近に集める。

揺れがおさまったら、一時園庭へ避難し、全園児と職員の安全と人数の確認を行う。

施設内には、安全が確認できるまで立ち入らない。

園庭

園庭では、塀、建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に座集め

座って、安心できるような言葉をかけ、揺れのおさまりを待つ。

地面の亀裂、陥没、隆起、落下物に注意する。

園庭に避難後、園児の安全と人数を確認し、支持があるまで園庭で待機する。

園外保育

揺れを感じたら、ただちに園児を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れがおさまるのを待ち、その後速やかに人員の安全と人数を確認する。

保育士は園児と共に、近隣の安全な場所で待機する。

全員が無事に自力で戻れるようなら、安全を確認しながら、慎重に園に戻る。

〇落雷時の対応

原則として落雷時及びその兆候が見られる場合には、屋外活動を中止し安全な屋内に避難する。

落雷の兆候

かすかでも雷鳴が聞こえる。ひょうやあられが降ってくる。

対応方法（屋内）

電化製品のコンセント、電話線をプラグから抜く。抜くことができない場合には、園児を１ｍ以内に近づかないこと。

対応方法（屋外）

園に戻れる場合は、すぐに引き返す。

園に引き返す途中で、雷近くまで来てしまったら、付近の公共施設、商店などに避難し、さらに園に応援を要請する。

避難場所が全くない場合は、以下の方法を取りながら、安全な場所まで移動する。

できるだけ姿勢を低くして移動する。

落雷の間隔は約１分あるので、その間に少しずつ避難する。

４ｍ以上の木に近づかない。

４ｍ以上の木の根元から２～４ｍの範囲で、幹、枝、葉先から２ｍ以上離れた場所に避難する。

その他注意事項

金属を外しても、全く役に立たない。

レインコート、長靴などは役に立たない。

〇火災発生時の対応

発生時の基本的な流れ.

火災発見　　→　　報告　　→　　通報連絡　　→　　避難誘導　　→　　初期消火

・保育中に火災が発生した場合

火災の発生を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの職員に知らせる。

知らせを受けた職員は、火災の発生を速やかに園長に知らせ、消防署に通報する。

誘導係は、職員とともに園児を避難させる（園児の人数の把握及び責任者への報告）

可能な限り初期消火に努める。

その後職員は園長の指示に従い行動する。

安全場所に避難後、状況により保護者に連絡し、園児の引き渡しをする。

火災により翌日以降の保育を行うことが困難な場合は、園長より行政に連絡し今後の対応について相談する。

尚、大規模地震などが発生した時は、区立明正小学校の園庭に避難する。

その際、保護者に避難先と時刻をメールで伝えるとともに、正面玄関に掲示しておく。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上